

eLTAXを利用した新型コロナに係る課税標準特例に関するQ&A

2020/12/11更新

番号	質問内容	回答欄
1	eLTAXによる新型コロナに係る事業用家屋と償却資産の課税標準の特例（以下、本特例という。）に係る受付は、いつから始まりますか。	本特例の受付は令和2年12月11日から開始する予定で すしました。
2	いつまで受付していますか。	本特例は令和3年度課税に係る軽減措置となるため、令和3年2月2日以降の手続は原則不受理（受付されない）となり、軽減対象となりませんのでご注意ください。
3	eLTAXによる手続に必要な準備はなんですか。	<ul style="list-style-type: none"> インターネットに接続できるブラウザを搭載したパソコンを準備する必要があるほか、電子署名をするために、電子証明書やICカードリーダーをご用意いただく必要があります。 PCdeskWEB版（署名モジュールをインストールしたブラウザから手続ができます）のほか、対応する一部の市販税務ソフトから手続することができます。
4	PCdesk(WEB版)とは何ですか。	PCdesk(WEB版)は、課税標準の特例手続などをeLTAX経由で無料かつ電子的に行える、Webブラウザを用いたソフトウェアです。PCdesk(WEB版)は、自宅やオフィスのパソコンからWEBブラウザを使って利用するため、パソコンへのインストールは不要です。ただし、スマートフォンからはご利用いただけません。
5	全ての提出先市町村に手続できますか。	全ての市町村（特別区においては都）に対して本特例の手続ができます。eLTAXの利用者IDをお持ちの場合は、同時に複数地方公共団体宛ての手続ができます。
6	eLTAXを利用できる時間は何時までですか。	平日の8時30分から24時までご利用できます。毎月最終土曜日及び翌日の日曜日にご利用いただけません。また、年末年始のご利用は、年末が12月28日の24時まで、年始は1月4日の8時30分からご利用いただけません。なお、1月は16日以降の土日はご利用いただけるほか、1月15日から2月1日の24時まで、メンテナンス時間を除き、24時間ご利用いただけます。
7	本特例をeLTAXで手続する場合は、どのメニューから手続をするのでしょうか。	本特例で提出が必要となる書類は「新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告」となっておりますが、eLTAX上では「申請・届出」メニューから手続をお願いいたします。詳細については 後日公開する12月11日に公開した手続手順 をご確認ください。
8	本特例をeLTAXで手続する場合は、押印する必要はありますか。	eLTAXを使って本特例の手続をする際、電子署名を付した者（利用者自身、または税理士等）と、確認した認定経営革新等支援機関等が同一の場合は、代表者氏名欄の押印は不要です。 （確認した認定経営革新等支援機関等と、電子署名を付した者が異なる場合は確認印が必要ですが。） 押印は不要となりました。
9	複数の地方公共団体の事業用家屋や償却資産について、まとめて手続することができますか。	利用者IDを取得しておくことで、複数の地方公共団体へ、本特例手続をまとめて行うことができます。 ※「利用者ID」の取得方法についてはこちら（ https://www.eltax.lta.go.jp/first/ ）をご確認ください。 また、「複写」機能を用いて申請手続を複製することができますので、同様の申請内容で申請先が異なる申請を作成することができ、署名の付与や送信を一度の操作で可能となっております。 具体的な「複写」の方法については、FAQ（ https://eltax.custhelp.com/app/answers/detail/a_id/815 ）をご確認ください。
10	事業用家屋と償却資産について、まとめて提出することができますか。	事業用家屋と償却資産の両方を所有しており、各提出先地方公共団体にまとめて提出する場合は、事業用家屋と償却資産をまとめて提出することができます。 なお、事業用家屋は対象資産の一覧が必要です。

番号	質問内容	回答欄
11	東京都区内の複数都税事務所や一部の政令指定都市など、同一の地方公共団体に所在する行政区をまたがって複数の事業用資産を保有している場合、各提出先事務所にまとめて手続することができますか。	PCdesk(WEB版)による申請・届出手続では、一度の操作で同一地方公共団体内の複数提出先事務所向けの申請を作成することができません。 まずは、1提出先事務所宛での申請書を作成いただき、「複写」機能を用いて申請手続の複製をお願いします。 なお、署名や送信は一度の操作で可能となっております。 お手数をおかけいたしますが、事業用家屋と償却資産の軽減申告を東京都や一部の政令指定都市など、同一の地方公共団体内の複数提出先事務所へ手続を行う場合は、複写機能を活用して作成をお願いいたします。
12	eLTAXによる新型コロナに係る課税標準の特例に係る手続については、どこに問い合わせればよいですか。	本特例の制度や様式、入力項目や添付する資料の詳細に関しては、提出先の地方公共団体窓口にご確認ください。 本特例のeLTAXを利用した手続方法については、eLTAX特設ページに掲載(12月11日掲載予定)されている「手続き別ガイド_eLTAXを利用した新型コロナに係る課税標準の手続手順」をご確認ください。 eLTAXの基本的な操作に関しては、eLTAXホームページのウェブフォーム(お問い合わせフォーム)にお問い合わせください。詳細は、eLTAXホームページ/サポート・お問い合わせ のページを参照してください。
13	eLTAXを利用して提出した手続の結果はいつ確認できますか。	eLTAXのメッセージボックス等には地方公共団体に届いた旨の通知はされますが、手続の結果通知はされません。 提出した各地方公共団体の令和3年度固定資産税・都市計画税納税通知書でご確認ください。 各地方公共団体が令和3年4月以降にお送りする納税通知書をお待ちください。 (原則として、本特例に基づき、提出先地方公共団体から個別の決定通知等は発出されません) ※なお、本特例の対象となった結果、令和3年度の固定資産税年税額が0円となった場合、納税通知書等の通知はありません。
14	送信できるファイル形式に制限はありますか。	eLTAXは以下のファイル形式のみご利用いただけます。 「.xls」、「.xlsx」、「.doc」、「.docx」、「.txt」、「.csv」、「.pdf」、「.jpg」 本特例に係る手続については「.xlsx」、「.pdf」のファイル形式で添付を行い、手続してください。
15	電子証明書はどのように取得すればよいですか。	電子証明書の準備について詳しくは、以下eLTAXホームページをご参照ください。 eLTAXホームページ/eLTAXのご案内・eLTAXのご利用に必要な準備/「電子証明書の準備」
16	市販の税務ソフトで手続することはできますか。	ご利用の税務ソフト会社にお問合せください。 市販の税務ソフトにより申請できない場合は、PCdesk(WEB版)を利用して申請してください。PCdesk(WEB版)はeLTAXホームページから利用することができます。
17	申請を送信した後、申請・届出受付完了通知が届きました。これは地方公共団体が受付を完了し、課税標準の特例手続が認められたということですか。	申請・届出受付完了通知はeLTAXのサーバによるチェックが完了し、地方公共団体が当該申請情報を確認できる状態になったことをお知らせするものです。地方公共団体に届いていることを示すものではありませんのでご注意ください。その後、地方公共団体が申請情報を受け取った際は、申請情報のステータスが「受理」の状態になります。この「受理」は、地方公共団体に申請が届いたことを示すものであり、本特例が認められたことを示すものではありません。令和3年4月以降に地方公共団体から郵送される固定資産税・都市計画税納税通知書が届くまでお待ちください。
18	申請・届出受付エラー通知が届いたが、これはどういう意味ですか。	申請・届出受付エラー通知は、eLTAXのサーバによるチェックの結果、電子署名の失効など、なんらかの理由により申請が受付出来なかった場合に届くお知らせです。 また、添付ファイルにパスワードが付されていたり、容量オーバー等のエラーは、申請届出データを送信した直後に即時のエラーが返却されます。 この場合、添付ファイルは提出先地方公共団体へ届きませんので、再度添付するファイル形式やファイルサイズ等をご確認のうえ、再度手続してください。 なお、「無害化処理完了通知」「添付資料削除通知」などの無害化処理の結果を確認する場合は、受付状況照会画面をご確認ください。

番号	質問内容	回答欄
19	一度に送信できるファイルの大きさ（添付ファイルの最大容量）を教えてください。	一度に送信する添付ファイルの最大容量は4MBとなっております。最大容量を超えているため、送信できない場合は、解像度を落として容量を圧縮するか、複数回に分けて送信するようお願いいたします。
20	eLTAXで本特例を申請するメリットは何ですか。	①各地方公共団体に、個別に赴いたり郵送したりする必要がないこと、②複数の地方公共団体へ一括申請ができることです。（複数の地方公共団体への一括申請は、eLTAXの利用者IDをお持ちの場合に限ります。）
21	東京都23区内の固定資産に係る提出先はどこですか。	本特例に関する申請手続で、東京23区内の固定資産税にかかる、提出先地方公共団体は「東京都」を選択してください。
22	複数の提出先に手続する場合、共通様式はありますか。	原則として提出先地方公共団体の指定する方法により手続を行う必要があります。ただし、複数の地方公共団体に提出する企業等が申請を行う場合においては、（複数団体用専用様式（記入様式・記載例））を使用することができます。
23	本特例の申告書の添付は必須でしょうか。また添付資料のファイル数に制限はありますか。	PCdesk(WEB版)を使用して、本特例の手続を行う場合、添付資料（本特例の申告書）の登録は必須です。また、一度の送信で添付できる資料は、5ファイルまでとなっております。6ファイル以上資料を添付したい場合は、追加送信の機能を利用して申請・届出を行ってください。 なお、償却資産については、毎年行われる申告手続（償却資産申告書や種類別明細書等、所定の書類を提出）をもって特例対象資産一覧を提出したこととなりますので、ご注意ください。